

要 望 事 項	回 答
<p>1 以下の項目について区として名古屋市に対し上申してください。</p> <p>(1) 現行助成要綱の改善要望</p> <p>①名古屋市の学童保育所への助成制度は「国基準」としながら、実質は国の前年度の基準で予算が執行されています。2015年度からは1年遅れとせず、国の当年度の基準で助成をしてください。</p> <p>②児童の人数に関わらず、複数の指導員が配置でき、人数枠に応じて指導員1名を加配できる助成制度にして下さい。</p> <p>③20人から35人枠の助成金額を大幅に上げて下さい。 *「児童数20～35人」の学童保育所に対する助成額が低すぎます。 *「児童数36～45人」に近づけるよう増額してください。</p> <p>④年度途中で補助金が減ることのないよう猶予措置を設けて下さい。</p> <p>⑤家賃補助を実態に即して増額して下さい。</p> <p>⑥保育指導の計画・打ち合わせ・教材研究・研修・父母との連絡・おやつを用意などの午前中の勤務を保育準備時間と認め、それに見合った補助をして下さい。</p> <p>⑦しょうがい児受け入れにあたっては、受け入れ一人ごとに一人分の指導員加配ができるよう実態にあった補助金にして下さい。</p> <p>⑧ひとり親家庭への助成金を学童保育所が行う保育料減免の全額まで増額してください。</p> <p>(2) 施設維持、改善について以下の項目を要望します。</p> <p>①施設確保のため、公有地に施設が設置できるようにしてください。そのために、各学区に所在する公有地(空き地)を開示してください。</p>	<p>本市の留守家庭児童健全育成事業の予算につきましては、国単価の提示が2月頃であり予算審議に間に合わない等の理由により、前年度の国単価にて対応しているところ です。 来年度から実施予定の新制度に向け、現在、国において様々な検討、議論が行われており、来年度の国の考え方が不透明な状況でございます。また、新制度に対応していくため、関係部局との調整も必要でございます。 このように様々な課題があるところではございますが、本市におきましても、新制度に対応可能な予算措置につきまして検討してまいりたいと考えております。</p> <p>上記①でお答えしたとおりです。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>育成会が実施している留守家庭児童健全育成事業に対し、本市は運営助成制度により支援しているところであり、運営場所の確保は一義的には育成会で行っていただくものです。 公有地については、その多くがそれぞれ行政上の目的をもっており、活用が限定されていることから、施設確保のために育成会が優先的に利用することは困難です。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>②施設確保のため、土地や建物の契約の際、市が契約当事者になり、育成会に無償貸与して下さい。</p> <p>③学童プレハブ施設を人数に応じてスペース確保ができるよう、改善して下さい。</p> <p>④学童施設を定期的に点検し、地震に対する施設の安全性の確保をしつつ、空調設備を整えとともに施設管理費(修繕費用等)を必要に応じて援助して下さい。</p> <p>⑤現状の業務用のプレハブは子どもたちの生活の場として適切とは言えません。住居用に切り替えてください。</p> <p>(3)トワイライトルームについて トワイライトルームの実施は、市民の混乱を招き、今後の学童保育の存続に大きく影響を与えるものです。トワイライトルームの実施は中止し、学童保育の歴史と実績を重視して、今ある学童施策を優先的に充実させるよう市へ強く上申して下さい。</p> <p>(4)子ども・子育て支援制度の実施にともない、10月8日に公布された『放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』に沿った運営ができるよう、市が学童保育に全面的に責任を持つよう、強く上申して下さい</p> <p>①防犯、防災・防火対策として各学童に必要な必要な防犯、防災・防火用品(具体的には消火器等)を市が責任を持って設置して下さい。</p> <p>②非常災害時における備蓄品を、市が責任を持って設置して下さい。</p>	<p>上記①でお答えしたとおりです。</p> <p>先ごろ市ウェブサイトで公開した質疑応答で回答したとおり、新たに設置する留守家庭児童専用室の仕様につきましては、平成27年度予算編成において検討していくこととしています。</p> <p>現在、面積基準を満たしていない専用室で運営する育成会については、育成会がより広い運営場所を確保することやクラブの規模によっては分割を行うなどの方策が考えられるところですが、これらの方策について、検討してまいりたいと考えています。</p> <p>また、善良な管理者としての注意義務という点からも、専用室の使用許可通知書に示してございますように、日常管理、定期点検につきましては、各育成会にて行っていただくものと考えております。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>本市では、「小学校年齢期における放課後施策の今後の方向性」に基づき、子育て家庭のニーズ等を踏まえて、トワイライトスクールから段階的にトワイライトルームへ移行していくこととしています。</p> <p>先ごろ市ウェブサイトで公開した質疑応答で回答したとおり、条例で定める基準等は育成会を始め各事業者の責任で基準を遵守のうえ、運営いただくものです。</p> <p>留守家庭学童育成会の運営に対する助成金を交付しているところであり、運営に係る備品等については育成会での準備をお願いいたします。</p> <p>先ごろ市ウェブサイトで公開した質疑応答で回答したとおり、各クラブごとに適切に対応願います。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>2 以下の項目について、区として新たに検討・実施してください。</p> <p>(1)「就学時健診」及び「入学説明会」での学童保育に関する情報提供として校内での案内チラシ配布や入学説明会、またはその前後の時間を使って学童保育所の説明がすべての小学校で実施できるように学校、校長会に働きかけてください。</p> <p>(2)警報発令時(避難勧告)等に児童の安全が確保されるよう、各学校の対応を確認、徹底してください。</p> <p>(3)「救急法講習会」「おやつ作り研修会」に加えて非常災害時対応等の講習会を実施して下さい。</p> <p>(4)入所対策へのご協力をお願い</p> <p>①子ども青少年局発行の学童保育案内書を外国籍卒園児に対し、英語・ポルトガル語・中国語などで作成・配布してください。</p> <p>②小学生や就学前の子供がいる世帯が区外から港区に転入する場合、学童保育所の案内チラシを手渡すかチラシの存在を知らせてください。</p> <p>③今後も学童保育所をPRするために港区のホームページを充実させてください。</p> <p>(5)不審者情報についてFAX発信するとともに登録指導員へのメールによる配信の検討をお願いします。</p>	<p>従来から、子ども青少年局にて、留守家庭児童健全育成事業の案内チラシを作成しておりますが、今年度も10月に、市立小学校に配布し、就学前健診や入学説明会の機会等に周知いただくよう依頼しています。「就学時健診」及び「入学説明会」の前後の時間に留守家庭児童育成会の説明を実施することについては、各育成会からの依頼をお願いします。</p> <p>各学校における対応は教育委員会の指示の下に児童の安全確保の方策を取ることとされています。</p> <p>防災センターでは、災害時対応等の講習会を通年で実施しており、区内の保育園は個別に希望の日時で申込・実施をしております。各育成会におかれましても直接防災センターへ申し込み、実施をお願いします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>市外からの転入者に配付される冊子「ようこそ名古屋へ！暮らしの便利帳」の中に学童保育の概要及び各育成会の連絡先を掲載しております。事業についての問い合わせ先は区役所民生子ども課となっております。市民からの問い合わせがあった場合は、事業及び各育成会を案内しております。</p> <p>港区のホームページ内にある学校・保育園等を紹介するページ「施設案内」にて学童保育所・留守家庭児童クラブについて掲載しています。また、名古屋市の公式ウェブサイトの留守家庭児童健全育成事業のページともリンクしています。現行のサイトについて、ご要望等があれば具体的な案をご提示ください。掲載について検討します。</p> <p>不審者情報の伝達については、教育委員会の「不審者情報等の連絡・対応について」に基づきFAXでの伝達をしています。指導員へのメール配信は困難です。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>3. 以下の項目について区として継続実施してください。</p> <p>(1)図書券の支給。</p> <p>(2)区主催の年2回以上の学習会の実施。</p> <p>(3)土地確保の際、趣旨説明等の援助。</p> <p>(4)問題別(移転など)に必要な応じた懇談。</p> <p>(5)学童へ年1回の視察。</p> <p>(6)運営等に際し、調査または現場視察等がある場合は事前に通知してください。</p> <p>(7)不審者情報の迅速な発信と徹底。</p> <p>(8)子ども青少年局発行の学童保育所案内書の裏面に各学童の名称・住所・電話番号を掲載。</p> <p>(9)上記案内書を区内の保育園・幼稚園の卒園児に配布。</p> <p>(10)港区学童保育連絡協議会作成の学童保育案内パンフレット等を区役所等の公的施設での配布活用。</p> <p>(11)保育園長会へ入所募集活動等の仲介、援助。</p> <p>(12)港区学童保育連絡協議会主催の「港区学童保育合同運動会」の後援。</p> <p>(13)区連協又は実行委員会主催による企画(まつり学習会等)のポスターを区役所内に掲示。</p> <p>(14)「広報なごや」へ留守家庭児童育成会(学童保育)入会の案内や土地確保のための情報提供案内の、年2回(9月2月)の掲載</p>	<p>現在、赤い羽根共同募金より1育成会につき1万円の図書カードが支給(h26.7月実施)されているところですが、要望の趣旨を社会福祉協議会にお伝えします。</p> <p>要望に沿うよう努力します。 (h26.7月救命救急 10月おやつ作り)</p> <p>要望に沿うよう努力します。</p> <p>要望に沿うよう努力します。</p> <p>要望に沿うよう努力します。</p> <p>要望に沿うよう努力します。</p> <p>引き続きそのように努力します。 (民生子ども課受信→各育成会あてFAX→斉同報)</p> <p>本市としても引き続きそのように努力いたしますが、今後とも、子ども青少年局発行の「留守家庭児童健全育成事業のご案内」チラシの裏面に、各区学童保育連絡協議会作成のチラシを印刷できるよう名古屋市学童保育連絡協議会から子ども青少年局へ依頼されるよう、区連協からも市連協に対して要望いただくようお願いいたします。</p> <p>要望に沿うよう努力します。 (局より10月に各小学校あて配付)</p> <p>区内公的施設への配布について努力します。 (現在品切れ、市作成のチラシ配架中)</p> <p>※細かい点ですが、配架を希望する以上、区連協側がチラシを補充するということですか？</p> <p>引き続きそのように努力します。 (9月園長会にて説明)</p> <p>引き続きそのように努力します。 (10月実施済み)</p> <p>まちづくり推進室情報コーナー担当あてにポスター等を送付していただければ、当区の配架基準に従い、掲示させていただきます。</p> <p>引き続きそのように努力します。 (9月区民版に掲載、2月掲載予定)</p>